

平成29年（ネ）第5558号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） 遠藤行雄ほか31名

被控訴人（一審被告） 国


第15準備書面


令和元年11月22日

東京高等裁判所第22民事部 御中

一審被告国訴訟代理人弁護士

一審被告国指定代理人


樋 渡 利 美 

鈴 木 和 孝 

浅 海 俊 介 

美 崎 大 典 

澁 谷 正 樹 

吉 光 正 文 

前 田 和 樹 


中 島 大 輝 

保 格 沙 季 


井 上 沙 紀 


今井志津 

佐々木亮 

松田朋子 

米山理 

大野史絵 

内藤晋太郎 

福崎有沙 

松坂一樹 

第1	一審原告らの主張	1
第2	一審被告国の反論	1
1	はじめに	2
2	本件事故前における津波を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、確率論的安全評価の一つであるASP評価の評価結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかつたこと	3
3	ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかつたこと	5
4	ASP評価報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか一切言及・検討されていないから、外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったということとはできないことと	7

一審被告国は、本準備書面において、JNESが行った前兆事象評価（以下「ASP評価」という。）に関する一審原告らの主張（一審原告ら第3準備書面第1の3・2ないし4ページ，同準備書面第2・4ないし17ページ，一審原告ら第15準備書面第5の3及び4・19ないし24ページ）に対し，必要な限度で反論する。

なお，略語については，本準備書面で新たに用いるもののほかは，従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 一審原告らの主張

一審原告らは，平成19年4月にJNESが作成・公表した「安全情報の分析・評価に関する報告書＝前兆事象評価の適用＝」（甲ハ第71号証。以下「ASP評価報告書」という。）を根拠に，「原子力安全基盤機構（引用者注：JNES）は，保安院の委託を受けて，日本や世界で現実に発生した事象を参考として，それが前兆事象として日本の原発で起きた場合の条件付炉心損傷確率を計算したところ，フランス・ルブレイエ原発の洪水（外部溢水）のような前兆事象が沸騰水型軽水炉（BWR）で起きた場合の条件付炉心損傷確率が他の前兆事象と比較して極端に高く，建屋内部への外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により建屋最下層に設置されている機器の浸水による機能喪失を防ぐ安全性向上策をとればリスクを低減できることを2007（平成19）年に公表していた。」（一審原告ら第3準備書面3ページ）などとして，かかる公表結果を基に一審被告国が本件事故前に水密化の措置を一審被告東電に講じさせなかったことは「本件事故前の検討・施工の事実そのものを無視した」（同準備書面2ページ）ものであるなどと主張する。

第2 一審被告国の反論

1 はじめに

(1) 一審被告国第5準備書面第4及び第5（32ないし94ページ）等のおり、一審被告東電や土木学会は、平成14年2月に決定論的手法として極めて安全寄りに策定された津波評価技術を公表した後も、引き続き、それでもなお残る津波の想定に伴う不確かさの存在を前提に、更なる安全性向上のために確率論的津波ハザード解析手法の研究開発を行い、その中で科学的知見の成熟度の程度に応じた安全対策を行うべく「長期評価の見解」を取り入れてきたものであるが、一審被告国（保安院）は、「長期評価の見解」が公表された直後の平成14年8月、一審被告東電からヒアリングを実施し、「長期評価の見解」をどのように取り扱うかについての説明を求めた上、一審被告東電に対し、取扱いを決定するに当たって専門家からの意見を聴取することを指示し、その後、一審被告東電から、上記指示に基づき専門家から聴取した意見も踏まえて、「長期評価の見解」を決定論ではなく確率論において取り扱っていく方針であるとの報告を受け、これを了承するなど、「長期評価の見解」について、受け手側の立場において理学的な成熟性の程度を踏まえた検討を経て取り扱っており、かかる対応は工学的に正当性を有する規制判断であったといえる。

このように、本件事故前は、一審被告国、一審被告東電を含む事業者ら及び専門家らにおいて、津波を対象とした確率論的安全評価（津波PSA）及びその前提となる確率論的津波ハザード解析手法（PTHA）の確立に向けた努力が続けられていたものの、本件事故までの工学的知見の到達点としては、これらが確立し、更なるリスク評価やこれに基づいた対応が可能になる状態には至らなかったものである。

したがって、本件事故前において、確率論的安全評価の評価結果に依拠して、津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはそもそもできなかったというべきである。

(2) 一審原告らが指摘するASP評価報告書におけるASP評価は、確率論的安全評価の一つであるところ、前記(1)で述べた本件事故前における津波を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、ASP評価の結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはそもそもできなかった(後記2)。

加えて、ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件(仮定)を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかったし(後記3)、同報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか一切言及・検討されていないから、外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったということもできない(後記4)。

以下、詳述する。

2 本件事故前における津波を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、確率論的安全評価の一つであるASP評価の評価結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかったこと

(1) 一審被告国(特に規制行政庁である保安院)は、平成13年1月の保安院発足当初から、従来からの決定論的手法に基づく規制活動を行うのと並行して、より一層の科学的・合理的な安全規制を目指して、確率論的手法を用いることにより得られるリスク情報をも規制に活用するため、必要となる制度的基盤及び知識基盤の整備に向けて取り組んでいた(一審被告国第3準備書面第3・5ないし11ページ)。

しかるところ、経済産業大臣は、前記の知識基盤の整備の一環として、

JNESに対し、その発足当時から、確率論的安全評価手法の整備を指示しており（丙ハ第137号証7及び8ページ）、これを受けて、JNESは、平成16年頃から、地震及び火災に引き続いて津波PSA手法の開発を本格化させ、学会発表や成果報告書の公表等で一定の成果を上げてきた（一審被告国第3準備書面第3の2(2)・8ないし11ページ）。

ASP評価報告書は、JNESの前記成果の一つであり、ASP評価は、確率論的安全評価の一つである*1。

- (2) このように、一審被告国は、本件事故前、確率論的安全評価手法の整備に取り組んでいたが、確率論的安全評価のうち、津波を対象とした確率論的安全評価（津波PSA）及びその前提となる確率論的津波ハザード解析手法（PTHA）は、本件事故に至るまで、工学的知見として確立し、更なるリスク評価やこれに基づいた対応が可能になる状態には至らなかったのであるから（一審被告国第3準備書面第4・11ないし31ページ）、本件事故前において、これらに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかつたものである。
- (3) したがって、確率論的安全評価の一つであるASP評価の結果に依拠して、一審被告国の津波対策に係る規制判断を論難する一審原告らの前記第

*1 ASP評価が確率論的安全評価の一つであることは、JNESが、ASP評価報告書において「条件付炉心損傷確率」（その算定方法等については、後記3において詳述する。）を算定したことについて、「PSA〔引用者注：確率論的安全評価〕手法の整備に係る業務（原子炉施設）」（丙ハ第232号証・JNESの「事業報告書平成18年度」28及び29ページ）の一つと位置づけていることから明らかである。

1の主張は、失当というほかない*2。

3 ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかったこと

(1) 一審被告国第3準備書面第4の2(2)ア(13及び14ページ)のとおり、津波を対象とした確率論的安全評価は、基本的に、①(津波)ハザード評価(地震に起因する津波を対象とし、震源位置や規模、発生頻度などの不確かさを考慮してモデル化するとともに、海底地形の影響を考慮した津波伝播をモデル化して数値解析により原子力発電所沿岸における津波波高の経時変化を算定し、最大波高〔押し波〕及び最小波高〔引き波〕を求め、各モデルにより求めた波高の値を中央値とする確率分布関数を仮定し、津波波高と発生確率の関係として津波ハザード曲線を算出すること)、②機器フラジリティ評価(押し波による重要機器の冠水や流砂による取水ピットの埋没、引き波による冷却水の不足など、損傷モードを考慮して機能喪失確率を算出すること)、③事故シーケンス評価(津波による事故シナリオを考慮して炉心損傷に至る確率を評価し、津波ハザード評価と組み合わせて炉心損傷頻度を評価すること)の3つの要素により構成されている。

*2 なお、本件事故後に発足した原子力規制庁は、原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、同庁の内部組織として技術情報検討会を設置しているところ(丙ハ第233号証・平成25年2月13日付け「原子力施設の運転経験反映のための取組みについて」)、同検討会においては、国内外の事故トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析等を進めるに当たり、ASP評価結果をスクリーニングにおける定量的基準の一つとして用いているところである(丙ハ第234号証・「国内外の事故トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析等の進め方」5ページ)。

(2) 他方で、ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、「条件付」という語句が付されていることから明らかなとおり、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものである。

すなわち、ASP評価報告書においては、ルブレイエ原子力発電所の外部溢水事象を前兆事象とする「条件付炉心損傷確率」を算定するに当たり、「解析条件」として、

ア ルブレイエ原子力発電所はPWRプラントであった上、事故原因は河川の氾濫によるものであったものの、これらの事情は捨象して「国内のBWRプラントの原子炉建屋内に浸水した場合を想定」する、

イ 「ルブレイエでは、浸水によりすべての機器が機能喪失したわけではないが、本解析においては浸水の事実を優先させ、浸水した区域に設置される機器は機能喪失するものと仮定する」、

こととしている（甲ハ第71号証3-8ページ）。

前記アのとおり、事故原因を捨象して「原子炉建屋内に浸水した場合」を初期条件として設定しているため、当然のことながら、河川の氾濫の発生確率や敷地内に流入した洪水が建屋内へ浸水する確率等といったハザード評価は考慮されていないし、また、前記イのとおり、浸水した区域に設置される機器は機能喪失すると仮定しているため、機器フラジリティ評価も考慮されていない（甲ハ第71号証3-1ないし3-4、3-7ないし3-9、3-37事例2）。

(3) そうすると、このようにして算定された「条件付炉心損傷確率」は、「事象の重要度を（中略）評価する」（甲ハ第71号証1-1ページ）限度では合理性があるものの、これを基に規制判断ができるという性質のものではない。

前記2のとおり、本件事故前は、確率論的安全評価の評価結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行える状況にそもそもなかったが、前記(2)の

とおり、ASP評価報告書における「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかつたものである。

「条件付炉心損傷確率」を根拠に本件事故前の一審被告国の対応を批判する一審原告らの前記第1の主張は、「条件付炉心損傷確率」の意味や性質を踏まえないものであり、失当である。

- 4 ASP評価報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか一切言及・検討されていないから、外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったということはできないこと

(1) ASP評価報告書では、「安全性向上対策の有効性の評価」（甲ハ第71号証3-24ページ）として、ルブレイエ原子力発電所の事例と同規模の外部溢水が生じた場合、一定の機器が機能喪失すると仮定した上で、「建屋内部への外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により、原子炉の安全に係る機器の機能喪失を防ぐことを（マ）安全性向上策として検討」することとし（同ページ）、具体的には、ポンプ室に外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉を設置した場合を仮定して解析している（同号証3-24ないし3-26、3-41ページ）。

その上で、ASP評価報告書においては、「ケース1」（解析条件として、「タービン動補助給水ポンプのポンプ室に外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置を当該事例の再発防止策として考慮し、タービン動補助給水ポンプが外部溢水によって機能喪失しないという条件をベースケースの条件に追加した」もの。甲ハ第71号証3-25ページ）の解析結果として、「条件付炉心損傷確率」（ 4.8×10^{-5} ）がベースケースの「条件

付炉心損傷確率」(7.8×10⁻⁵)から約4割減少しており(同ページ),
「ルブレイエの事例と同規模の外部溢水に対して,水密扉の設置等により,
原子炉建屋最下層に設置された機器の浸水による機能喪失を防ぐ対策を考
慮する場合,タービン動補助給水ポンプのポンプ室への浸水防止対策は,
外部溢水事象に対するリスク軽減の観点から有効であることが示された」
と指摘されている(同号証3-26ページ)。

(2) しかしながら,ASP評価報告書において,いかなる設計・強度による
水密扉を設置すべきかは一切言及・検討されていないから,前記(1)の指摘
があることをもって,一審原告らが主張する建屋等の全部の水密化(主要
建屋等が存在する敷地内にそのまま浸入した津波から安全上重要な機器の
全てを防護するという意味での建屋等の水密化の措置)を講じるべきであ
ったなどということとはできない。

(3) したがって,ASP評価報告書における前記(1)の指摘をもって,一審被
告東電に水密化の措置を講じさせなかった一審被告国の本件事故前の対応
が不合理であったという一審原告らの前記第1の主張は,理由がない。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	旧商号東京電力株式会社 被告東京電力ホールディングス株式会社	判決	1	
福島第一原発	被告東電が運営する福島第一原子力 発電所	判決	17	
本件事故	平成23年3月11日に発生した東北地方 太平洋沖地震及びこれに伴う津波の 影響で、福島第一原発から放射性物 質が放出された事故	判決	17	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	判決	17	
国賠法	国家賠償法	判決	17	
本件設置等許可処分	福島第一原発1号機ない4号機の設置 許可処分又は変更許可処分	判決	18	
新福島変電所	東京電力猪苗代電力所新福島変電所	判決	20	
3/4号開閉所	3・4号機超高压開閉所	判決	21	
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分、発生 した東北地方太平洋沖地震	判決	23	
本件津波	本件地震に伴う津波	判決	23	
供用プール	運用補助供用施設	判決	25	
炉規法	核原料物質、各燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律	判決	29	
原災法	原子力災害対策特別措置法	判決	29	

処分時炉規法	昭和52年11月25日法律第80号による改正前の炉規法	判決	30	
旧炉規法	平成18年6月2日号外法律第50号による改正前の炉規法	判決	30	
実用発電用原子炉	発電の用に供する原子炉	判決	30	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号)	判決	33	
保安院	原子力安全・保安院	判決	36	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)	判決	36	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された「原子炉立地審査指針」	判決	40	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年に策定・了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針」	判決	40	
重大事故	最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故	判決	41	
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故	判決	41	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂された「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	判決	44	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	判決	45	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日原子力安全委員会に置いて決定された新たな耐震設計審査指針	判決	46	
4省庁報告書	太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書	判決	52	

7省庁手引き	地域防災計画における津波対策強化の手引き	判決	53	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	判決	55	
地震本部	地震調査研究推進本部	判決	56	
技術基準規則	「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	判決	67	
設置許可基準規則	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号)	判決	67	
日本海溝付近	「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」と名付けられた海域	判決	93	
バックチェックルール	保安院が平成18年9月20日策定した「新耐震審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	判決	100	
①の結果回避措置	津波に対する一般的な防護措置として、田タービン建屋の水密化	判決	128	
②の結果回避措置	非常用電源設備等の重要機器の水密化、独立性の確保	判決	128	
③の結果回避措置	給気口の高所設置又はシュノーケル設置	判決	128	
④の結果回避措置	外部の可搬式電源車(交流電源車、直流電源車)の配備等、全交流電源喪失に対する措置	判決	128	
避難区域	福島第一原発から半径20km圏内	判決	134	
屋内退避区域	福島第一原発から半径20kmから30km圏内	判決	134	

中間指針	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	判決	139	
中間指針第一次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)	判決	139	
中間指針第二次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)	判決	139	
中間指針第四次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)	判決	139	
中間指針等	中間指針，中間指針追補，中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	判決	139	
避難	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域から同区域外へ避難	判決	140	
対象区域外滞在	避難に引き続き本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域外での滞在	判決	140	
住居	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域内ある生活の本拠としての住居	判決	140	
屋内退避	屋内退避区域内で屋内への退避	判決	140	
宿泊費等	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域から避難することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用	判決	141	
避難所等	避難所・体育館・公民館等	判決	144	

移住等	従前の住居が持ち家であった者の、移住又は長期避難	判決	148	
修繕等	事故前に住居していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は立替え	判決	149	
賠償基準の考え方	避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方	判決	152	
定型家財賠償	一般家財に加えて、避難等に伴う管理不能等により高級家財(1品当たりの購入金額が30万円(税込)以上の家財)が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、1世帯当たり20万円を定額で追加賠償する	判決	159	
福島県県南地域	白河市, 西郷村, 泉崎村, 中島村, 矢吹町, 棚倉町, 矢祭町, 塙町, 鮫川村	判決	164	
LNTモデル	直線しきい値なしモデル	判決	170	
WG	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ	判決	174	
WG報告書	平成23年12月22日公表の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告書	判決	174	
現存被ばく状況	緊急事態後の長期被ばく状況を含む状況	判決	180	
原告番号1ら	原告番号1-1及び原告番号1-2	判決	197	
コスモアート	千葉県習志野市所在の有限会社コスモアート	判決	199	
習志野市のアパート	千葉県習志野市谷津2-3-33所在のアパート	判決	199	
原告番号2ら	原告番号2-1, 原告番号2-2及び承継前原告番号2-3	判決	207	
原告番号3ら	原告番号3-1及び原告番号3-2	判決	215	
原告番号4ら	原告番号4-1, 原告番号4-2, 原告番号4-3及び原告番号4-4	判決	215	
原告番号6ら	原告番号6-1及び原告番号6-2	判決	215	
原告番号5ら	原告番号5-1及び原告番号5-2	判決	265	
原告番号10ら	原告番号10-1, 原告番号10-2, 原告番号10-3及び原告番号10-4	判決	279	

原告番号12ら	原告番号12-1, 原告番号12-2, 原告番号12-3及び原告番号12-4	判決	279	
原告番号15ら	原告番号15-1, 原告番号15-2, 原告番号15-4, 原告番号15-5及び承継前原告番号15-3	判決	279	
原告番号13ら	原告番号13-1及び原告番号13-2	判決	279	
原告番号8ら	原告番号8-1, 原告番号8-2, 原告番号8-3及び原告番号8-4	判決	319	
原告番号11ら	原告番号11-1, 原告番号11-2及び原告番号11-3	判決	331	
原告番号14ら	原告番号14-1, 原告番号14-2, 原告番号14-3及び原告番号14-4	判決	338	
原告番号14-2ら	原告番号14-2, 原告番号14-3及び原告番号14-5	判決	339	
2002推計	「津波評価技術」に基づく津波推計計算	判決	376	
訴状訂正申立書	平成25年5月2日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
福島第一発電所事故又は本件事故	平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した放射能漏れ事故	答弁書	2	
ソ連	ソビエト連邦	答弁書	2	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
日本版評価尺度	原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	13	
O. P.	小名浜港工事基準面(「Onahama Peil」)	答弁書	18	
政府事故調査中間報告書	東京電力株式会社福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	19	
東電事故調査最終報告書	東京電力株式会社作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」	答弁書	19	
国会事故調査委員会	国会における第三者機関による調査委員会(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)	答弁書	19	

国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	19	
円滑化会議	原子力損害賠償円滑化会議	答弁書	31	
最高裁平成4年判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決	答弁書	46	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第1準備書面	2	
原告ら第2準備書面	2013(平成25)年7月12日付け第2準備書面(原子炉設置許可処分と国賠法1条1項の関係)	第1準備書面	5	
原告ら第1準備書面	2013(平成25)年7月12日付け第1準備書面(被告国の求釈明に対する回答)	第1準備書面	26	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会)	第1準備書面	35	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第1準備書面	42	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第1準備書面	42	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第1準備書面	42	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第1準備書面	42	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第1準備書面	53	
訴えの変更申立書	2013(平成25)年10月2日付け訴えの変更申立書	第2準備書面	1	
原告ら第5準備書面	2013(平成25)年10月2日付け第5準備書面(規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等)	第3準備書面	1	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第3準備書面	1	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第3準備書面	1	

本件各判決	宅建業者最高裁判決, 筑豊じん肺最高裁判決, クロロキン最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
被告国への求釈明	2013(平成25)年10月18日付けの「被告国への求釈明」(規制権限不行使の違法性を判断する際の考慮要素について)と題する書面	第3準備書面	2	
宅建業法	宅地建物取引業法	第3準備書面	3	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第3準備書面	8	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第3準備書面	12	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第4準備書面	5	
後段規制	設計及び工事の方法の認可, 使用前検査の合格, 保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第4準備書面	14	
原告ら第6準備書面	2013(平成25)年12月6日付け第6準備書面(津波・地震・シビアアクシデントに関する知見)	第5準備書面	1	
原告ら第7準備書面	2013(平成25)年12月11日付け第7準備書面(原子力法体系及び規制権限不行使)	第5準備書面	1	
延宝房総沖地震	1677年11月の房総沖の地震	第5準備書面	5	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	19	
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第5準備書面	21	

合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第5準備書面	22	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第5準備書面	23	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面	55	
原子力委員会等	原子力委員会又は原子炉安全専門審査会	第6準備書面	1	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第6準備書面	6	
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	第6準備書面	9	
原告ら求釈明申立書	原告らの平成26年4月9日付け「被告国と被告東京電力に対する求釈明申立書」	第7準備書面	2	
ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	第7準備書面	40	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第7準備書面	48	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第7準備書面	55	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(改訂の前後を問わず)	第7準備書面	93	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第9準備書面	14	
起回事象	異常や事故の発端となる事象	第9準備書面	19	
大飯原発訴訟福井地裁判決	福井地方裁判所平成26年5月21日判決	第9準備書面	41	

推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進地域	第9準備書面	56	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価 に関する審査指針	第10準備書面	11	
起回事象	異常や事故の発端となる事象	第10準備書面	24	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全 機能を有する系統	第10準備書面	26	
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第11準備書面	1	
低線量被ばくWG	低線量被ばくのリスク管理に関する ワーキンググループ	第11準備書面	1	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成2年(1990年)に行った勧告	第11準備書面	3	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成19年(2007年)に行った勧告	第11準備書面	3	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第11準備書面	7	
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公 共団体の長に対し、計画的な避難を指 示した区域(福島第一発電所から半径 20km以遠の周辺地域のうち、事故発 生から1年以内に積算線量が20mSvに 達するおそれのある区域)	第11準備書面	8	
緊急時避難準備区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公 共団体の長に対し、緊急時の避難又 は屋内退避が可能な準備を指示した 区域(福島第一発電所から半径20km 以上30km圏内の区域から計画的避 難区域を除いた区域のうち、常に、緊 急時に避難のための立退き又は屋内 への退避が可能な準備をすることが求 められ、引き続き自主避難をすること、 及び、特に子供、妊婦、要介護者、入 院患者等は立ち入らないこと等が求め られる区域)	第11準備書面	8	

特定避難勧奨地点	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点	第11準備書面	8	
山本氏	山本哲也原子力安全・保安院首席統括安全審査官	第12準備書面	1	
平成3年溢水事故	平成3年10月30日に発生した福島第一発電所1号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩	第12準備書面	1	
平成23年6月7日付け指示	平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について(指示)	第13準備書面	26	
佐竹証人	佐竹健治証人	第14準備書面	1	
島崎証人	島崎邦彦証人	第14準備書面	1	
都司氏	都司嘉宣氏	第14準備書面	2	
阿部氏	阿部勝征氏	第14準備書面	4	
田中証人	田中三彦証人	第14準備書面	4	
佐竹証人調書①	第10回口頭弁論期日における佐竹証人の証人調書	第14準備書面	6	
島崎証人調書②	第9回口頭弁論期日における島崎証人の証人調書	第14準備書面	6	
日本気象協会	財団法人日本気象協会	第14準備書面	19	
佐竹証人調書②	第11回口頭弁論期日における佐竹証人の証人調書	第14準備書面	24	
島崎証人調書①	第8回口頭弁論期日における島崎証人の証人調書	第14準備書面	37	
深尾・神定論文	1980年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第14準備書面	52	

阿部(1999)	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードMtの決定－歴史津波への応用－」	第14準備書面	97	
田中証人調書①	第8回口頭弁論期日における田中証人の証人調書	第14準備書面	115	
田中証人調書②	第9回口頭弁論期日における田中証人の証人調書	第14準備書面	118	
IAEA事務局長報告書	IAEAが平成27年9月に公表したIAEA福島第一原子力発電所事故事務局長報告書	第15準備書面	1	
IAEA技術文書2	IAEA事務局長報告書及びその附属文書で5巻から成る技術文書	第15準備書面	1	
意見書(2)	佐竹証人平成28年6月30日付け意見書(2)	第16準備書面	6	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科松澤暢教授	第16準備書面	13	
萩原マップ	地震地体構造図	第16準備書面	15	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科岡本孝司教授	第17準備書面	2	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科山口彰教授	第17準備書面	5	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	第17準備書面	6	
渡辺氏	渡辺敦雄氏	第17準備書面	7	
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則	第17準備書面	31	
2008年試算	2008(平成20)年東電試算	最終準備書面	19	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決	最終準備書面	29	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長今村文彦教授	最終準備書面	119	

原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	最終準備書面	431	
区域外居住者	避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域以外の区域に居住する者	最終準備書面	432	
1992年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平成4年(1992年)に行った勧告	最終準備書面	452	
1999年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平成11年(1999年)に行った勧告	最終準備書面	453	
佐々木ほか連名意見書	乙二共第173号証として提出された意見書	最終準備書面	459	
避難指示等対象区域	被告国による避難等の指示等があった対象区域	最終準備書面	464	
一審被告国	被控訴人国	控訴答弁書	1	
一審原告ら	控訴人ら	控訴答弁書	1	
一審原告ら控訴理由書1	一審原告らの2018(平成30)年1月31日付け控訴理由書(責任論)	控訴答弁書	1	
一審原告ら控訴理由書2	一審原告らの2018(平成30)年1月31日付け控訴理由書(2)(損害論)	控訴答弁書	1	
新設置許可基準規則	新設置許可基準規則及び新技術基準規則	控訴答弁書	2	
新技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	控訴答弁書	2	
一審被告東電	一審被告東京電力ホールディングス株式会社	控訴答弁書	4	
福島地裁判決	福島地方裁判所平成29年10月10日判決(判例時報2356号)	控訴答弁書	5	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決(民集49巻6号1600ページ)	控訴答弁書	6	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決(民集43巻10号1169ページ)	控訴答弁書	6	

クロロキン最高裁判決等	クロロキン最高裁判決及び宅建業者最高裁判決	控訴答弁書	6	
島崎証人	原審において証人となった島崎邦彦氏	控訴答弁書	21	
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	控訴答弁書	22	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科理学部教授松澤暢氏	控訴答弁書	23	
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	控訴答弁書	24	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野教授今村文彦氏	控訴答弁書	24	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	控訴答弁書	33	
首藤名誉教授	東北大学名誉教授首藤伸夫氏	控訴答弁書	35	
笠原名誉教授	北海道大学名誉教授笠原稔氏	控訴答弁書	40	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	控訴答弁書	47	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	控訴答弁書	57	
名倉氏	本件事故当時、保安院原子力発電安全審査課耐震安全審査室で安全審査官を務めていた名倉繁樹氏	控訴答弁書	58	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	控訴答弁書	59	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	控訴答弁書	59	

伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻1174ページ）	控訴答弁書	71	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決（民集68巻8号799ページ）	控訴答弁書	73	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授岡本孝司氏	控訴答弁書	75	
IAEA	国際原子力機関	控訴答弁書	75	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授山口彰氏	控訴答弁書	75	
阿部博士	元原子力規制庁技術参与阿部清治氏	控訴答弁書	75	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	控訴答弁書	78	
試算津波	一審被告東電が行った「長期評価の見解」を前提とした2008年資産による想定津波	控訴答弁書	98	
長期評価の見解	平成14年に文部科学省地震調査研究推進本部（地震本部）が公表した長期評価の中で示された津波地震に関する見解	第1準備書面（控訴審）	3	
青木氏	青木一哉氏	第1準備書面（控訴審）	20	
酒井博士	酒井俊朗博士	第1準備書面（控訴審）	21	
日本海溝・千島海溝調査会	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会	第1準備書面（控訴審）	49	
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会による報告	第1準備書面（控訴審）	49	
平成20年試算	平成20年に明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	第1準備書面（控訴審）	156	
試算津波	平成20年試算による想定津波	第1準備書面（控訴審）	171	

一審被告国第1準備書面	一審被告国の平成30年5月17日付け第1準備書面	第2準備書面 (控訴審)	1	
東通発電所	東電の東通原子力発電所	第2準備書面 (控訴審)	2	
総合基本施策	地震防災対策特別措置法7条2項1号により策定した地震本部の活動の指針となる「地震調査研究の推進について」	第2準備書面 (控訴審)	6	
長谷川名誉教授	長谷川昭名誉教授	第2準備書面 (控訴審)	11	
川原氏	川原修司氏	第2準備書面 (控訴審)	15	
一審被告国第2準備書面	一審被告国の平成30年5月17日付け第2準備書面	第3準備書面 (控訴審)	1	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第3準備書面 (控訴審)	9	
高橋教授	高橋智幸教授	第3準備書面 (控訴審)	15	
津波PRA標準	原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準:2011	第3準備書面 (控訴審)	19	
津波評価技術2016	原子力発電所の津波評価技術2016	第3準備書面 (控訴審)	25	
重大事故等	重大事故や重大事故に至るおそれがある事故	第3準備書面 (控訴審)	28	
高田委員	東京大学大学院工学系研究科教授の高田毅士委員	第3準備書面 (控訴審)	31	
一審被告国第3準備書面	一審被告国の平成30年9月28日付け第3準備書面	第4準備書面 (控訴審)	2	
大竹名誉教授	大竹政和東北大学名誉教授	第4準備書面 (控訴審)	2	
谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎, 佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年(平成8年)」	第5準備書面 (控訴審)	36	
電事連	電気事業連合会	第5準備書面 (控訴審)	78	
NUPEC	財団法人原子力発電技術機構	第5準備書面 (控訴審)	78	

一審原告ら求釈明書	一審原告らの2019(平成31)年1月23日付け求釈明書	第6準備書面 (控訴審)	1	
一審被告国口頭陳述要旨	一審被告国の平成30年6月29日付け口頭陳述要旨	第6準備書面 (控訴審)	9	
4省庁報告書等	4省庁報告書及び7省庁手引き	第6準備書面 (控訴審)	12	
刑事事件	一審被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	第7準備書面 (控訴審)	1	
新耐震指針	平成18年9月19日, 原子力安全委員会において決定された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第7準備書面 (控訴審)	4	
耐震バックチェック指示	保安院が, 新耐震指針の公表を受け, 平成18年9月20日, 原子力事業者等に対し, 福島第一原発を含む既設の発電用原子炉施設について, 新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し, その結果を報告することを求めたこと	第7準備書面 (控訴審)	5	
耐震バックチェック	耐震バックチェック指示を受けて一審被告東電ほかの原子力事業者が行う評価や同評価に係る規制側における審査	第7準備書面 (控訴審)	5	
土木調査グループ	一審被告東電本店原子力・立地本部下の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ	第7準備書面 (控訴審)	7	
酒井GM	土木調査グループGM(グループマネージャー)酒井博士	第7準備書面 (控訴審)	7	
高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠	第7準備書面 (控訴審)	7	
金戸氏	土木調査グループ金戸俊道	第7準備書面 (控訴審)	7	
東電設計	東電設計株式会社	第7準備書面 (控訴審)	7	
茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	第7準備書面 (控訴審)	8	
日本原電	日本原子力発電株式会社	第7準備書面 (控訴審)	9	
東北電力	東北電力株式会社	第7準備書面 (控訴審)	9	

JAEA	日本原子力研究開発機構	第7準備書面 (控訴審)	10	
別件訴訟	本件の同種訴訟(東京高裁平成29年(ネ)第2620号事件)	第7準備書面 (控訴審)	14	
東京高裁今村証言	東京高裁平成29年(ネ)第2620号における今村教授の証言	第7準備書面 (控訴審)	14	
津波担当部署	一審被告東電の土木調査グループほか、土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	第7準備書面 (控訴審)	18	
武藤副本部長	武藤栄原子力・立地本部副本部長	第7準備書面 (控訴審)	19	
吉田部長	吉田昌郎原子力設備管理部長	第7準備書面 (控訴審)	19	
山下センター長	山下和彦新潟県中越沖地震対策センター長	第7準備書面 (控訴審)	19	
東電津波対応方針	土木学会に研究を委託した上で、耐震バックチェックまでに研究が間に合わないのであれば、耐震バックチェックには既存の津波評価技術に基づく津波評価で対応するが、研究の結果として必要とされる対策については一審被告東電が確実に行う方針	第7準備書面 (控訴審)	21	
鶴博士	鶴哲郎博士	第7準備書面 (控訴審)	62	
岡村委員	岡村行信委員	第7準備書面 (控訴審)	71	
行谷ほか(2010)	行谷佑一ほか「宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション」	第7準備書面 (控訴審)	73	
一審被告国第5準備書面	一審被告国の平成30年11月9日付け第5準備書面	第8準備書面 (控訴審)	1	
深尾・神定論文	「A ZONE OF LOW-FREQUENCY EARTHQUAKES BENEATH INNER WALL OF THE JAPAN TRENCH」	第8準備書面 (控訴審)	5	
松澤・内田論文	「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」	第8準備書面 (控訴審)	7	

西村氏	西村功氏	第8準備書面 (控訴審)	14	
10m盤	O. P. +10メートル	第9準備書面 (控訴審)	1	
建屋等の全部の水密化	建屋等の水密化のうち、主要建屋等が存在する敷地内にそのまま浸入した津波から安全上重要な機器の全てを防護するという意味での建屋等の水密化の措置	第9準備書面 (控訴審)	1	
基準津波	供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第9準備書面 (控訴審)	11	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第9準備書面 (控訴審)	11	
上津原氏	上津原勉氏	第9準備書面 (控訴審)	20	
深層防護	多重防護と同義	第9準備書面 (控訴審)	34	
福島地裁判決	福島地方裁判所平成25年(ワ)第38号ほかの判決(同裁判所平成29年10月10日判決)	第9準備書面 (控訴審)	55	
建物等の水密化	タービン建屋等の水密化及び非常用電源設備等の重要機器が設置された部屋等の水密化の措置	第10準備書面 (控訴審)	1	
東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2)」	第10準備書面 (控訴審)	4	
朝倉式	朝倉良介氏らが「護岸を越流した津波による波力に関する実験的研究」と題する論文において公表した評価式	第10準備書面 (控訴審)	19	
後藤氏	後藤政志氏	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
筒井哲郎氏	筒井氏	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	

後藤氏ら	後藤氏及び筒井氏	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
後藤氏ら意見書(1)	後藤氏らの2018(平成30)年6月20日付け意見書(1)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
後藤氏ら意見書(2)	後藤氏らの2018(平成30)年6月20日付け意見書(2)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
後藤氏ら意見書(3)	後藤氏らの2018(平成30)年10月25日付け意見書(3)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
本件後藤氏ら各意見書	後藤氏ら意見書(1),後藤氏ら意見書(2),後藤氏ら意見書(3)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
東京地裁別件訴訟	東京地方裁判所民事第32部に係属する本件と同種事件	第11準備書面 (控訴審)	1	
35m盤	O. P. +35メートル盤	第11準備書面 (控訴審)	2	
電気室等の新設	35m盤の高台に電源設備全てを格納した建屋(電気室)に非常用ディーゼル発電機及び燃料タンクを新設すること	第11準備書面 (控訴審)	2	
最終ヒートシンク確保対策	最終ヒートシンク確保のための対策として、冷却用海水ポンプの被水による機能喪失を防ぐための対策を講じること	第11準備書面 (控訴審)	2	
3つの対策	電気室等の新設と最終ヒートシンク確保対策	第11準備書面 (控訴審)	2	
付加的対策	防潮堤の設置, 可搬式過酷事故対策設備の設置, 建屋等の水密化, 非常用淡水注入システムの新設といった対策	第11準備書面 (控訴審)	3	
別訴後藤氏ら意見書(3)	東京地裁別件訴訟において証人尋問が実施された後に, 当該訴訟において提出された令和元年6月4日付け意見書(3)	第11準備書面 (控訴審)	3	
島根発電所	中国電力株式会社島根原子力発電所	第11準備書面 (控訴審)	7	
M/C	高圧電源盤	第11準備書面 (控訴審)	8	
P/C	パワーセンター	第11準備書面 (控訴審)	8	
MCC	モーターコントロールセンター	第11準備書面 (控訴審)	8	

既設ケーブル	原子炉建屋等の建屋内の電源盤から機器への既設ケーブル	第11準備書面 (控訴審)	25	
新設ケーブル	高台に新設する電気室等から原子炉建屋までのケーブル	第11準備書面 (控訴審)	25	
浜岡二重扉方式	浜岡発電所原子炉建屋大物搬入口に対する津波防護対策において採用された強度強化扉及び水密扉による対策	第11準備書面 (控訴審)	66	
工認審査ガイド	耐津波設計に係る工認審査ガイド	第11準備書面 (控訴審)	71	
名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟(同裁判所平成25年(ワ)第2710号ほか)の判決(同裁判所令和元年8月2日判決)	第12準備書面 (控訴審)	2	
二段階審査	具体的審査基準に不合理な点があるか否かを審査し(第一段階の審査),更に同基準に適合するとして判断の過程に看過し難い過誤,欠落があるか否かを審査する(第二段階の審査)手法	第12準備書面 (控訴審)	4	
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項①	「地震地体構造の同一性」が認められるためには,①既往地震としてメカニズムと発生領域がある程度特定され,モデルが設定できる地震が存在することを前提に検討する事項	第13準備書面 (控訴審)	12	
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項②	「地震地体構造の同一性」が認められるためには,当該地震を発生させたメカニズムを踏まえ,プレートの固着状況や堆積物(付加体)の状況等から当該地震が発生した領域と同一性,近似性が認められる領域を検討する事項	第13準備書面 (控訴審)	12	
JAMSTEC	独立行政法人海洋研究開発機構	第13準備書面 (控訴審)	17	
松山氏	松山昌史氏	第13準備書面 (控訴審)	36	
一審原告ら第23準備書面	一審原告らの2019(令和元)年10月11日付け第23準備書面	第14準備書面 (控訴審)	1	
佐藤氏	佐藤暁氏	第14準備書面 (控訴審)	1	
佐藤氏意見書	佐藤氏が作成した意見書	第14準備書面 (控訴審)	1	

福島地裁郡山支部別件訴訟	福島地方裁判所郡山支部に係属する同種訴訟(同裁判所平成27年(ワ)第255号等, 原状回復等請求事件)	第14準備書面 (控訴審)	1	
佐藤氏の意見等	福島地裁郡山支部別件訴訟において, 平成31年1月18日及び令和元年5月24日に実施された証人尋問での佐藤氏の意見ないし証言	第14準備書面 (控訴審)	1	
ASP評価	JNESが行った前兆事象評価	第15準備書面 (控訴審)	1	
ASP評価報告書	平成19年4月にJNESが作成・公表した「安全情報の分析・評価に関する報告書＝前兆事象評価の適用＝」	第15準備書面 (控訴審)	1	